

「YOL 記事見出し」事件

(東京高判平成 17 年 10 月 6 日, 平成 17 年 (ネ) 第 10049 号)

平成 18 年度著作権委員会

石井 茂樹

目 次

1. 事件の意義
2. 事件の概要
3. 主な争点
4. 原審の判断 (東京地判平成 16 年 3 月 24 日, 平成 14 年 (ワ) 第 28035 号)
5. 判示事項 ~控訴認容 (請求認容)~
6. 考察

.....

1. 事件の意義

本判決の控訴人は、主位的に著作権侵害を主張するとともに、予備的に不法行為の成立を主張している。このような争い方の事案が近年増えてきているようであり、平成 17 年度著作権委員会において本年度に検討した判決だけでも、「ケイコとマナブ事件」(東京高判平成 17 年 3 月 29 日, 平成 16 年 (ネ) 第 2327 号) や「記念文集事件」(東京地判平成 17 年 7 月 1 日, 平成 16 年 (ワ) 第 12242 号) 等で見られる。

では、著作権侵害が成立しない場合に、一般不法行為が成立する余地はあるのか。また、成立するとした場合、どのような場合に成立するのであろうか。

本判決は、この点を検討する際に参考となる判決の一つといえる。

2. 事件の概要

X は、自らのホームページ「Yomiuri On-Line」に、X のニュース記事本文 (以下、「YOL 記事」という) 及びその記事見出し (以下、「YOL 見出し」という) を掲出し、また訴外会社に対して YOL 見出し及び YOL 記事をウェブサイト「Yahoo! ニュース」に掲出すること等を有償で許諾している。なお、「Yahoo! ニュース」には YOL 見出しがリンクボタンとして表示され、YOL 記事が掲出されたウェブページにリンクしている。

Y は、「Yahoo! ニュース」の記事見出し (YOL 見出

しを含む) を参考に、これと同一又は実質的に同一の語句を使用した見出し (以下、「Y 見出し」という) を、Y 及び Y の顧客のサイト上に掲出させ、これを「Yahoo! ニュース」のニュース記事 (YOL 記事を含む) のウェブページにリンクさせた。

そこで、X は Y に対し、① Y が X の著作物である YOL 見出しを無断に複製等しているとして (主位的主張)、また、② 記事見出しに著作物性が認められないとしても、その無断複製等の行為は不法行為を構成するとして (予備的主張)、Y 見出しの複製等の差止め及び損害賠償を請求した。

なお、著作物性が争われた YOL 見出しには、例えば、以下のようなものが存在する。

- ① マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売
- ② A・B さん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験
- ③ 道東サンマ漁、小型漁船こっそり大型化
- ④ 中央道走行車線に停車→追突など 14 台衝突、1 人死亡
- ⑤ 国の史跡傷だらけ、ゴミ捨て場やミニゴルフ場…検査院
- ⑥ 「日本製インドカレー」は×…EU が原産地ルール提案

3. 主な争点

① Y のサイト上に Y 見出しを掲出させる等の Y の行為は、X が YOL 見出しについて有する著作権 (複製権及び公衆送信権) を侵害するか否か

② Y のサイト上に Y 見出しを掲出させる等の Y の行為は、不法行為を構成するか否か

4. 原審の判断（東京地判平成 16 年 3 月 24 日，平成 14 年（ワ）第 28035 号）

① 争点①について

争点①に関して，裁判所は，「著作権法による保護の対象となる著作物は、『思想又は感情を創作的に表現したもの』であることが必要である（法 2 条 1 項 1 号）。『思想又は感情を表現した』とは，事実をそのまま記述したようなものはこれに当たらないが，事実を基礎とした場合であっても，筆者の事実に対する評価，意見等を，創作的に表現しているものであれば足りる。そして，『創作的に表現したもの』というためには，筆者の何らかの個性が発揮されていれば足りるのであって，厳密な意味で，独創性が発揮されたものであることまでは必要ない。他方，言語から構成される作品において，ごく短いものであったり，表現形式に制約があるため，他の表現が想定できない場合や，表現が平凡かつありふれたものである場合には，筆者の個性が現れていないものとして，創作的な表現であると解することはできない。」との一般論を述べた上で，YOL 見出しに関しては，「① YOL 見出しは，その性質上，簡潔な表現により，報道の対象となるニュース記事の内容を読者に伝えるために表記されるものであり，表現の選択の幅は広いとはいえないこと，② YOL 見出しは 25 字という字数の制限の中で作成され，多くは 20 字未満の字数で構成されており，この点からも選択の幅は広いとはいえないこと，③ YOL 見出しは，YOL 記事中の言葉をそのまま用いたり，これを短縮した表現やごく短い修飾語を付加したものにすぎないことが認められ，これらの事実を照らすならば，YOL 見出しは，YOL 記事で記載された事実を抜きだして記述したものと解すべきであり，著作権法 10 条 2 項所定の『事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道』（著作権法 10 条 2 項）に該当するものと認められる。」と判断し，YOL 見出しの著作物性を否定している。

② 争点②について

また，争点②に関しては，「YOL 見出しは，原告自身がインターネット上で無償で公開した情報であり，……著作権法等によって，原告に排他的な権利が認められない以上，第三者がこれらを利用することは，本来自由であるといえる。不正に自らの利益を図る目的により利用した場合あるいは原告に損害を加える目的

により利用した場合など特段の事情のない限り，インターネット上に公開された情報を利用することが違法となることはない。そして，本件全証拠によるも，被告の行為が，このような不正な利益を図ったり，損害を加えたりする目的で行われた行為と評価される特段の事情が存在すると認めることはできない。」として，Y の行為は不法行為を構成しないと判断している。

5. 判示事項 ～控訴認容（請求認容）～

① 争点①について

争点①について，裁判所は，「一般に，ニュース報道における記事見出しは，報道対象となる出来事等の内容を簡潔な表現で正確に読者に伝えるという性質から導かれる制約があるほか，使用し得る字数にもおのずと限界があることなどにも起因して，表現の選択の幅は広いとはいえず，創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところであり，著作物性が肯定されることは必ずしも容易ではないものと考えられる。しかし，ニュース報道における記事見出しであるからといって，直ちにすべてが著作権法 10 条 2 項に該当して著作物性が否定されるものと即断すべきものではなく，その表現いかんでは，創作性を肯定し得る余地もないではないのであって，結局は，各記事見出しの表現を個別具体的に検討して，創作的表現であるといえるか否かを判断すべきものである。」として，ニュース報道の記事見出しについても著作物性が認められ得る場合があることを示したが，「YOL 見出しは，その性質上，表現の選択の幅は広いとはいえず，創作性を発揮する余地が比較的少ないことは否定し難いところである上，個別にみても，……いずれも事実関係を客観的にありふれた表現で構成したものであり，見出しに対応する YOL 記事本文との関係をも考慮しつつ検討するとしても，これらの YOL 見出しの表現に創作性があるとは到底いえない。」として，原審同様，YOL 見出しの著作物性を否定している。

② 争点②について

一方，争点②については，「不法行為（民法 709 条）が成立するためには，必ずしも著作権など法律に定められた厳密な意味での権利が侵害された場合に限らず，法的保護に値する利益が違法に侵害がされた場合であれば不法行為が成立するものと解すべきである。

……本件 YOL 見出しは、控訴人の多大の労力、費用をかけた報道機関としての一連の活動が結実したものと見えること、著作権法による保護の下にあるとまでは認められないものの、相応の苦勞・工夫により作成されたものであって、簡潔な表現により、それ自体から報道される事件等のニュースの概要について一応の理解ができるようになっていること、YOL 見出しのみでも有料での取引対象とされるなど独立した価値を有するものとして扱われている実情があることなどに照らせば、YOL 見出しは、法的保護に値する利益となり得るものというべきである。一方、……被控訴人は、控訴人に無断で、営利の目的をもって、かつ、反復継続して、しかも、YOL 見出しが作成されて間もないいわば情報の鮮度が高い時期に、YOL 見出し及び YOL 記事に依拠して、特段の労力を要することもなくこれらをデッドコピーないし実質的にデッドコピーして LT リンク見出しを作成し、これらを自らのホームページ上の LT 表示部分のみならず、2 万サイト程度にも及ぶ設置登録ユーザのホームページ上の LT 表示部分に表示させるなど、実質的に LT リンク見出しを配信しているものであって、このようなライントピックスサービスが控訴人の YOL 見出しに関する業務と競合する面があることも否定できないものである。そうすると、被控訴人のライントピックスサービスとしての一連の行為は、社会的に許容される限度を越えたものであって、控訴人の法的保護に値する利益を違法に侵害したもの」として、Y の行為は不法行為を構成すると判断している。

6. 考察

① 争点①について

本件のように、短い文章の著作物性が争われた事件としては、「古文単語語呂合わせ事件」（東京高判平成 11 年 9 月 30 日、平成 11 年（ネ）第 1150 号）と「交通標語事件」（東京地判平成 13 年 5 月 30 日、平成 13 年（ワ）第 2176 号）がある。

「古文単語語呂合わせ事件」は、古文単語と現代語訳を統合して一連の意味のある語句や文章にした語呂合わせの著作物性が争われた事案である。当該事件の控訴審では、20 個の語呂合わせについて著作物性が争われ、そのうち 3 個の語呂合わせにつき著作物性を

肯定している。著作物性が肯定された語呂合わせには、例えば、以下のようなものがある。

「朝目覚ましにおどろくばかり」

上記語呂合わせについて、裁判所は、「古語『あさまし』及び古語『めざまし』の二語について、その共通する現代語訳『驚くばかりだ』を一体的に連想させて、容易に記憶ができるようにする目的で、二つの古語のいずれにも発音が類似し、かつ、現代語訳と意味のつながる『朝目覚まし』という語句を選択して、これに『驚くばかりだ』を続けて、短い文章にしたものである。右語呂合わせは、極めて短い文であるが、二つの古語を同時に連想させる語句を選択するという工夫が凝らされている点において、原告の個性的な表現がされているので、著作物性を肯定することができる。」と判断している。

次に、「交通標語事件」は、交通安全のための交通標語（スローガン）の著作物性が争われた事例であるが、その交通標語は、以下のようなものである。

「ボク安心 ママの膝（ひざ）より
チャイルドシート」

上記標語について、裁判所は、「原告スローガンは、3 句構成からなる 5・7・5 調（正確な字数は 6 字、7 字、8 字）調を用いて、リズムカルに表現されていること、『ボク安心』という語が冒頭に配置され、幼児の視点から見て安心できるとの印象、雰囲気表現されていること、『ボク』や『ママ』という語が、対句的に用いられ、家庭的なほのぼのとした車内の情景が効果的かつ的確に描かれているといえることなどの点に照らすならば、筆者の個性が十分に発揮されたものといえることができる。」と判断して、著作物性を肯定している。

さて、本件で争われた見出し中には、以下に示した見出しのように対句的表現を使っているものも存在しており、上記 2 つの裁判例との比較で、本件の位置づけが問題となろう。

「マナー知らず大学教授、マナー本海賊版作り販売」
「A・B さん、赤倉温泉でアツアツの足湯体験」

裁判所は、前者について「『マナー』という言葉

キーワードとして、『マナー知らず』と『マナー本』という言葉が並記して対比させるような) 対句的な表現は一般に用いられる表現であって、……ありふれた表現の域を出ないのであり、著作物として保護されるような創作性があるとは到底いうことができない。」と判断し、また、後者について『アツアツ』という言葉から、仲睦まじい様子と湯に足を浸している様子の双方が連想されるとしても、そのような表現も通常用いられるありふれたものであるといわざるを得ない。」と判断して、いずれについても、その著作物性を否定している。

本件で問題となっているような「ニュースの記事見出し」については、著作物性が認められる場合があるとしても、その短文の中身が「報道内容」や「客観的事実」であるが故に表現選択の幅が狭く、「語呂合わせ」や「交通標語」よりも著作物性が認められるのは困難といえよう。

② 争点②について

民法 709 条には、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」旨規定されており、違法に他人の利益を侵害した場合には、不法行為の成立が認められ得る。

したがって、「著作権」という「法律上の権利」が存在しない場合であっても、一般不法行為が成立し得るのであり、あとは、侵害行為に「違法性」があったといえるか否かが、一般不法行為の成否の判断要素となる。

さて、この「違法性」であるが、「被侵害利益の性質」と「侵害行為の態様」とを相関的に考慮して判断する、とするのが現在の通説である（相関関係説）。

したがって、「被侵害利益」が強固なものであれば、「侵害行為の不法性」がたとえ低い場合であっても、一般不法行為が成立し得るが（たとえば、財産権の中で最も強い権利である所有権の侵害は、それだけで違法である場合が多い）、逆に、「被侵害利益」がさほど強固なものでない場合には、「侵害行為の不法性」が高くなければ一般不法行為は成立しない、ということになる。

本件の被侵害利益（YOL 見出し）に関しては、著作物性が認められない程度のものであり、「被侵害利益」は強固なものとはいえない（なお、裁判所においても、「法的保護に値する利益となり得る」という控えめな表現にとどめている）。したがって、本件において、一般不法行為の成立が認められるためには、「侵害行為の不法性」が高いことを要する、ということになる。

この点に関して、裁判所は、「控訴人に無断」で、「営利の目的」で、かつ「反復継続」して、しかも「情報の鮮度が高い時期」に、「特段の労力を要することなく」デッドコピーしている等の事情を考慮した上で、Y の一連の行為が「社会的に許容される限度を超えたもの」である、と判断している。

そして、「被侵害利益」が左程強固なものではないとしても、「侵害行為の不法性」が高いことから、これらの相関関係の下、本件では一般不法行為が成立する、と結論づけているのである。

本件と同様に、著作権侵害が否定されたにも関わらず、一般不法行為の成立が認められたという裁判例はまだ少ないように思われるが、そのような裁判例としては、例えば、以下のようなものがある。

- a) 「木目化粧紙事件」（東京高判平成 3 年 12 月 17 日、平成 2 年（ネ）第 2733 号）

「民法第七〇九条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである。そして、人が物品に創作的な模様を施しその創作的要素によって商品としての価値を高め、この物品を製造販売することによって営業活動を行っている場合において、該物品と同一の物品に実質的に同一の模様を付し、その者の販売地域と競合する地域においてこれを廉価で販売することによってその営業活動を妨害する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成するというべきである。……控訴人は、原告製品に創作的な模様を施しその創作的要素によって商品としての価値を高め、この物品を製造販売することによって営業活動を行っているものであるが、被控訴人は、原告製

品の模様と寸分違わぬ完全な模倣である被告製品を製作し、これを控訴人の販売地域と競合する地域において廉価で販売することによって原告製品の販売価格の維持を困難ならしめる行為をしたものであって、控訴人の右行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する控訴人の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

b) 「車両データベース事件」(東京地判平成 14 年 3 月 28 日, 平成 8 年 (ワ) 第 10047 号)

「民法 709 条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである。そして、人が費用や労力をかけて情報を収集、整理することで、データベースを作成し、そのデータベースを製造販売することで営業活動を行っている場合において、そのデータベースのデータを複製して作成したデータベースを、その者の販売地域と競合する地域において販売する行為は、公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合があるというべきである。これを本件についてみると、……本件データベースは、自動車整備業を営む者に対し、実在の自動車に関する情報を提供する目的で、官報、年製別型式早見表、車検証等の種々の資料をもとに、原告が実在の自動車と判断した自動車のデータを収録したものであるが、……このような実在の自動車のデータの収集及び管理には多大な費用や労力を要し、原告は、本件データベースの開発に 5 億円以上、維持管理に年間 4,000 万円もの費用を支出していることが認められる。また、……原告と被告は、共に自動車整備業用システムを開発し、これを全国的に販売していたことが認められるから、自動車整備業用システムの販売につき競業関係にあり、……実際に、富士モータースにおいて、従前は原告システムを導入していたものの、その後、被告システムに変更したことが認められる。また、被告は、……本件データベースの相当多数のデータをそのまま複製し、これを被告の車両データベースに組み込み、顧客に販売していたものである。以上

の事実によると、被告が本件データベースのデータを被告データベースに組み込んだ上、販売した行為は、取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱し、法的保護に値する原告の営業活動を侵害するものとして不法行為を構成するというべきである。」

c) 「書類作成支援ソフトウェア事件」(大阪地判平成 14 年 7 月 25 日, 平成 12 年 (ワ) 第 2452 号)

「民法 709 条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである。他人のプログラムの著作物から、プログラムの表現として創作性を有する部分を除去し、誰が作成しても同一の表現とならざるを得ない帳票のみを抜き出してこれを複製し、もとのソフトウェアとは構造、機能、表現において同一性のないソフトウェアを製作することが、プログラムの著作物に対する複製権又は翻案権の侵害に当たるとはいえない……しかし、帳票部分も、高知県の制定書式により近い形式のワークシートを作るため、作成者がフォントやセル数についての試行錯誤を重ね、相当の労力及び費用をかけて作成したものであり、そのようにして作られた帳票部分をコピーして、作成者の販売地域と競合する地域で無償頒布する行為は、他人の労力及び資本投下により作成された商品の価値を低下させ、投下資本等の回収を困難ならしめるものであり、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成するというべきである。」

著作権侵害が否定されるケースでは、一般論として、「被侵害利益」が強固ではない場合が多いと思われる、かかるケースで一般不法行為が成立するのは、「侵害行為の不法性が高い場合」に限られることになる。

本件においては、上記 3 つの裁判例と同様、「侵害行為の不法性」の高さを認定した事情が詳細に述べられており、今後、「著作権侵害が成立しない場合であっても一般不法行為が成立する」と主張して争う際に参考となる判決と思われる。

(原稿受領 2006.6.15)